

国家戦略特区等に係る新たな規制緩和措置の提案

(新規 1 件、継続 20 件、計 21 件)

1 新規 (1 件)

No.	項目	規 制		提案理由
		現 行	求める緩和措置	
1 (国)	再生医療等製品*の製造プロセス検証テストの要件緩和 (厚生労働省通知の特例) ※人又は動物の細胞に培養等の加工を施したもので、身体の構造・機能を再建・修復・形成するもの等。 【神戸市】	再生医療等製品などの無菌医薬品を製造する場合には、製造プロセスの検証テストを年 2 回実施することが必要。	無菌医薬品のうち再生医療等製品については、検証テストを年 1 回に緩和すること。	<ul style="list-style-type: none"> 細胞培養による再生医療等製品の製造期間は 3 か月程度を要するものがある。検証テストには製造期間と同じ期間が必要であるため、年 2 回のテストのために 6 か月程度を要し、この製造中断が再生医療等製品の生産計画や生産数量に大きな支障を及ぼしている。 製造過程において、再生医療等製品の品質保持のための適切な工程管理を行うことは可能であり、年 2 回という規制は製造現場の実情にマッチしていない。

※「(国)」は国家戦略特区での規制緩和提案、その他は構造改革特区等での規制緩和提案。

2 継続 (20 件 (うち非公表 1 件))

No.	項目	概 要
1 (国)	先進医療に係る検体検査の一部工程の外部委託容認 (厚生労働省通知の特例) 【神戸市】	医療機関が先進医療に係る検体検査を実施する場合、検体検査の一部工程を外部の検査機関に委託することを可能にすること。
2 (国)	神戸医療産業都市の高度専門病院群に係る保険外併用療養の特例対象医療機関の認定に関する特例 (厚生労働省通知の特例) 【神戸市】	神戸医療産業都市に集積する高度専門病院群 (約 1,400 床) 全体を特例対象医療機関として認定すること。
3 (国)	水素エネルギー活用のための保安規制の緩和 (高圧ガス保安法の特例、危険物の規制に関する規則第 12 条第 1 項の特例) 【企画県民部】	知識・経験が豊富で、保安上の配慮が実施されている現場に限り、高圧ガスと危険物との離隔距離の緩和などを認めること。
4 (国)	国際企業 (外国・外資系企業) の業務実態に応じた労務規制の緩和 (労働基準法第 37 条第 4 項の特例) 【産業労働部】	国際企業 (外国・外資系企業) において、労使間で合意が得られた場合は、午後 10 時から午前 5 時までの勤務に対する割増賃金の支払いを不要とすること。
5 (国)	工場拡張に係る農振除外要件の緩和 (農業振興地域の整備に関する法律施行令第 9 条の特例) 【産業労働部】	既存の工場を拡張するため農振除外をする場合、土地改良事業が行われている農地について、雇用創出効果が高い場合においては、事業完了後 8 年未満であっても、補助金を返還した上で、農振除外できるようにすること。
6 (国)	地方公共団体による職業紹介の自由化 (職業安定法第 33 条の 4 第 1 項の特例) 【産業労働部】	地方公共団体が無料職業紹介を行う場合は、厚生労働大臣への届出を不要とすること。
7	被災者生活再建支援法の運用基準の緩和 (被災者生活再建支援法施行令第 1 条の特例) 【企画県民部】	一部の被災地域が被災者生活再建支援法の適用対象となった場合は、全ての被災地域が支援の対象となるようにすること。
8	災害ボランティアセンター設置・運営の災害救助法対象化 (災害救助法施行令第 2 条の特例) 【企画県民部】	災害ボランティアセンターの設置・運営を災害救助法の救助に位置付けること。
9	地震災害における災害救助法の適用基準の緩和 (災害救助法施行令第 1 条第 2 項の特例) 【企画県民部】	地震災害の一部損壊のうち屋根瓦の崩落等により居住することができない状態となった世帯についても、3 世帯をもって滅失 1 世帯として算定すること。
10	介護保険における住所地特例制度の適用対象の拡大 (介護保険法第 13 条の特例) 【健康福祉部】	出身地等の居宅に住所を移してから一定期間 (例えば 1 年以内) 後に施設に入所した場合や在宅サービスを受ける場合には、居宅に転居前の市町村を保険者とする。
11	サービス付き高齢者向け住宅の要件緩和 (空き家の有効活用) (高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第 11 条第 1 項の特例) 【健康福祉部】	既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として活用する際、サービス提供者の常駐場所 (サービス提供拠点) の距離要件を、「歩行距離で 500 メートル以内」から「車で約 10 分程度」に緩和すること。
12	私立保育所における 3 歳未満児に対する給食の外部搬入の容認 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 11 条第 1 項の特例) 【健康福祉部】	私立保育所においても、公立保育所と同様、3 歳未満の児童に対する給食の外部搬入を認めること。
13	流動食 (食品) に対する食事療養費給付についての在宅医療への適用 (健康保険法第 52 条の特例) 【産業労働部】	医師が食事箋により流動食 (食品) を指示し医療機関から提供された場合、在宅患者にも食事療養費が給付されるようにすること。
14	播磨灘における船舶の航行に係る規制の緩和 (船舶安全法施行規則第 1 条第 6 項の特例) 【産業労働部】	平水区域限定のクルーズ船が播磨灘を通過することができるよう区域設定の見直しや期間限定での通過容認等の緩和を行うこと。
15	都市・農山漁村交流等の活性化のための農林漁業体験民宿に係る規制の緩和 (旅館業法施行規則第 5 条第 1 項第 4 号の特例) 【農政環境部】	非農林漁業者が当該家屋に居住しながら農林漁業体験民宿業を行う場合については、旅館業法の特例 (客室面積が 33 ㎡未満でも可) を適用すること。
16	生産緑地地区に係る面積要件等の緩和 (生産緑地法第 3 条第 1 項第 2 号の特例、租税特別措置法第 70 条の特例) 【農政環境部】	<ul style="list-style-type: none"> 面積要件を「500 ㎡以上」から「300 ㎡以上」に緩和すること。 相続した農地を貸し出した場合や農業用施設用地においても相続税納税猶予制度の対象とすること。
17	狩猟免許試験における試験項目の一部免除 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 53 条第 1 項の特例) 【農政環境部】	銃砲所持許可を有する者については、狩猟免許試験の試験項目のうち銃砲所持許可の検定項目と重複する「銃器の点検、分解及び結合」等の基本操作を免除すること。
18	自家用有償旅客運送の登録要件の緩和 (道路運送法第 79 条の 4 第 1 項第 5 号の特例) 【県土整備部】	市町村もしくは市町村が認める団体が、中学校区内で実施する自家用有償旅客運送については、地域公共交通会議等の合意があったものとみなすこと。
19	国際コンテナ戦略港湾「阪神港」の国際フィーダー船の新造時の納付金の免除 (内航海運組合法第 8 条の特例) 【県土整備部】	地方港一阪神港間を運行する国際フィーダー船については、納付金を免除すること。

＜問い合わせ先＞
企画県民部 特区推進課 特区推進班 TEL 078-362-4378